

掛川市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和6年3月27日から2週間掛川市役所維持管理課において平日開庁時間内に一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

掛川市長 久保田 崇

別紙路線表のとおり